

大分県報

令和三年
第二〇八号
五月十八日

（火曜日）

目次

告示

臨時種畜検査の実施……………一

公告

令和三年度屋外広告物講習会の開催……………一

競争入札参加者の資格に関する公示……………二

一般競争入札の実施……………三

監査公表

監査結果に関する報告に基づき講じた措置公表……………四

告示

大分県告示第三百六十五号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の規定により、次のとおり臨時種畜検査を実施する。
令和三年五月十八日

検査期日	検査場所	家畜の種類
令和三年六月八日	豊後高田市	豚

公告

大分県屋外広告物条例（昭和三十九年大分県条例第七十一号。以下「条例」という。）第二十四条第一項の規定により、次のとおり令和三年度屋外広告物講習会を開催する。

令和三年五月十八日

大分県知事 広瀬勝貞

一 講習会の日時及び場所

1 日時

令和三年六月二十三日午前十時から午後五時まで

2 場所

大分市府内町一丁目五番三十八号

コンパルホール

二 講習要目及び講習時間

1 屋外広告物に関する法令 一時間三十分

2 屋外広告物の表示の方法に関する事項 二時間

3 屋外広告物の施工に関する事項 二時間

三 受講対象者

1 大分県内において現に屋外広告業を営む者又は屋外広告業を営もうとする者

2 屋外広告業を営む者の営業所において、屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置する責任者又は責任者になろうとする者

なお、この講習会の課程を修了した者は、条例第二十五条第一項の業務主任者になることができる。

3 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受講者は、大分県内に勤務し、又は居住していることが確認できる者に限るものとする。

四 講習手数料

受講申込書に二千円の大分県収入証紙を貼り付けて納付すること。

五 受講申込期間及び受付時間

1 受講申込期間

令和三年五月二十六日から同年六月九日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、定員三十名程度（大分市との兼ね分を含む。）になり次第締め切るものとする。

2 受付時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

六 提出書類

1 屋外広告物講習会受講申込書（土木事務所に備付けのもの）

2 大分県内に勤務し、又は居住していることがわかる書類（在職証明書又は運転免許証

等の写し)

七 受講申込書の提出先
最寄りの土木事務所

八 その他

1 講習会当日は、本人確認のため写真付き身分証明書（運転免許証等）を持参すること。

2 詳細については、大分県土木建築部都市・まちづくり推進課又は最寄りの土木事務所に問い合わせること。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和三年五月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする特定役務の種類

大分県教育委員会システム等運用保守業務

二 競争入札の参加者資格

1 競争入札に参加することができない者

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第百六十七条の四第一項の規定に該当する者

(二) 営業に關し必要な許可、認可等を得ていない者

(三) 営業年数が一年未満の者

(四) 県税を滞納している者

(五) 競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(六) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴

力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

競争入札に参加することができる者は、基準日（申請書を提出する月の初日）をいう。以下同じ。）及び基準年度（基準日の属する年度の直前の事業年度をいう。以下同

じ。）の決算時の実績において、知事が次に掲げる事項について審査し、入札参加資格

があると認めた者とする。

(一) 営業概要

ア 自己資本額（基準年度の決算時の実績をいう。）

イ 競争入札に係る業務の実施に必要な要員の有無（基準日において有する要員の状況をいう。）

ウ セキュリティ管理体制（基準日における保管データの管理やセキュリティ確保に必要な対策の実施状況をいう。）

(二) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）

(三) 流動比率（基準年度の決算時の実績で、流動資産の額を流動負債の額で除して得た

数値を百分率で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県総務部電子自治体推進室電子自治体推進班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二〇七一

3 申請の時期

令和三年五月十八日から同月二十一日までとする。なお、申請者が期日以降に申請を

希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格を取得した日から令和五年三月三十一日までとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/14250/sannkashikakuhtml>

六 入札参加資格の取消し等

1 競争入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当する場合その他知事が必要

と認める場合は、当該競争入札参加資格を取り消し、又は競争入札参加資格を停止した

時から三年以内で知事が定める期間、競争入札に参加させないものとする。

(一) 令第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

① ①の①から④までの競争入札の取扱い
② ①の①の入札参加資格を認めないもの及び⑤の⑤を申請する参加資格を認めないものに関するものについて。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和3年5月18日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 競争入札に付する事項

(1) 特定役務の種類 大分県教育委員会システム等運用保守業務

(2) 契約 期 間 令和3年6月1日から令和5年5月31日まで

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件をすべて満たしている者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者であること。

(3) この公告の日から9に掲げる開札までの間に、大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

(4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
(1) 競争入札参加資格
大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者であること。

(2) 申請の方法

上記(1)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して、令和3年5月21日（金）までに(3)に掲げる部局に提出すること。

(3) 競争入札参加資格申請書の入手場所、提出先及び問合せ先

大分県総務部電子自治体推進室電子自治体推進班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-2071

4 契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県教育庁教育デジタル改革室

〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号 大分県庁舎別館7階

電話 097-506-5465

FAX 097-506-1791

5 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場 所

4に同じ

(2) 日 時

令和3年5月18日（火）から同月28日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

6 入札説明書の交付場所及び日時

5に同じ。

7 入札書及び契約の取扱いについて使用する言語及び通貨

(1) 使用言語 日 本 語

(2) 通 貨 日 本 国 通 貨

8 入札書の提出場所及び提出期限

(1) 提出場所 大分県庁舎別館7階 教育庁教育デジタル改革室

〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号

<p>(2) 提出期限 令和3年5月31日（月）13時30分 ただし、郵送の場合は令和3年5月28日（金）午後5時必着で4の部局まで提出すること。</p> <p>9 開札の場所及び日時等 (1) 開札場所 大分県庁舎本館5階 51会議室 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 (2) 日 時 令和3年5月31日（月）13時35分 (3) 再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、直ちにその場所で再度入札を行う。ただし、郵送による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p> <p>10 入札保証金に関する事項 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第20条第3項第2号の規定により入札保証金は免除とする。</p> <p>11 契約保証金に関する事項 大分県契約事務規則第5条第3項第9号の規定により契約保証金は免除とする。</p> <p>12 入札の無効 大分県契約事務規則第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。 (1) 金額の記載がないもの (2) 入札に関する条件に違反したもの (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>13 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>14 落札者の決定の方法 (1) 有効な入札書で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。 (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじによる落札者決定を行う。この場合、当該入札者がくじを引かないときは、当該入札事務に関係のない職員に代わりにくじを引かせるものとする。</p> <p>15 その他</p>	<p>(1) この入札は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>(2) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削減があった場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。</p> <p>(3) その他の詳細は、入札説明書による。</p> <p>16 Summary (1) Outsourcing name Oita Prefectural Board of Education system operation and maintenance work (2) Time limit for tender 13:30 p.m. 31 May 2021 (3) Contact point for the notice Oita Prefectural Board of Education Education Digital Reform Office Oita government building annex 7F, 3-10-1, Funaiichou, Oita City 870-8503 Japan Tel 097-506-5465</p>								
	<p style="text-align: center;">○ 調 査 公 表</p> <p>監査委員公表第674号 令和2年2月20日付け監査第817号の監査結果に関する報告に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。 令和3年5月18日</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">大分県監査委員</td> <td style="width: 50%;">首 藤 博 文</td> </tr> <tr> <td>大分県監査委員</td> <td>長 野 恭 子</td> </tr> <tr> <td>大分県監査委員</td> <td>井 上 明 夫</td> </tr> <tr> <td>大分県監査委員</td> <td>藤 田 正 道</td> </tr> </table> <p>1 令和元年度行政監査の結果（令和2年2月20日付け監査第817号）に関する報告に基づく措置 (1) 概要 「措置済」2件 (2) 措置の状況</p>	大分県監査委員	首 藤 博 文	大分県監査委員	長 野 恭 子	大分県監査委員	井 上 明 夫	大分県監査委員	藤 田 正 道
大分県監査委員	首 藤 博 文								
大分県監査委員	長 野 恭 子								
大分県監査委員	井 上 明 夫								
大分県監査委員	藤 田 正 道								

公金収納事務に係る措置の状況（令和3年3月31日現在）			
項目	監査の結果（要旨）	監査対象機関	措置の概要
1 事務の効率性及び県民の利便性からみた問題点 ア 河川使用料	（現状） 河川使用料については、使用料の徴収に係る事務の約9割が、年度末及び年度当初に集中している。 中には年間使用料が数百円のものもあり、複数年度にわたる使用者についてこのような少額の徴収を毎年行うことは、現況確認ができるという利点がある一方、事務負担等を考えると効率的な取扱いはいえないとともに、使用者にとっても手続が複雑である。	河川課	河川の流水占有料等（以下「河川使用料」という。）の徴収方法については、平成28年の河川法施行令（昭和40年政令第14号）の改正により、河川を使用する全期間（最長10年）分の河川使用料を一括して徴収することができるとなり、同時に発出された国土交通省通知により、納付者が毎年度納付又は占有期間分の一括納付のいずれかを選択することも可能となった。 今回の指摘を受け、納付者が希望する場合に一括納付を可能とするよう、令和3年3月に河川の流水占有料等の徴収に関する条例（平成12年大分県条例第17号）を改正し、令和3年度から、毎年度納付又は一括納付を納付者に選択してもらい、納付者の意向に沿った方法により、関係土木事務所において河川使用料を徴収することとしている。【措置済】
2 事務の適正性からみた問題点 エ 証紙の受払報告	（現状） 大分県収入証紙取扱規則（昭和50年大分県規則第19号。以下「証紙規則」という。）第12条は、出納員等は毎年度3月31日現在の証紙の出納状況を証紙受払報告書により翌年度の4月10日までに知事に報告しなければならず、証紙売りさばき機関から提出された証紙受払報告書の内容を証紙の管理業務に活用することはなく、提出の有無の確認さえ行っていないかった。	用度管財課	証紙受払報告書は、証紙規則第7条の規定に基づき用度管財課が作成する証紙交付簿により代替が可能であることから、規則改正に向けた検討を行った。 規則改正にあたっては、他の法令への影響等を検討したが、証紙受払報告を引用している法令がない等、廃止に伴う影響がないと判断されたことから、令和3年4月1日を施行日とする証紙規則の改正を行い、証紙受払報告を廃止した。【措置済】
	（検討事項） 少額の河川使用料を毎年度徴収することは、申請者及び職員にとって負担となっており、効率的な取扱いはいえないことから、複数年度の使用料を一括して徴収するなど徴収方法について検討すること。		（検討事項） 証紙売りさばき機関が証紙受払報告書を提出すると認められることから、用度管財課は、当該報告を求めるとの必要性的について検証し、今後の取扱いについて検討すること。